

令和3年9月17日

札幌市長 秋元克広 殿

特定非営利活動アイビー 理事長 藤野有希

### 特定非営利活動法第41条第1項に基づく報告書

#### ア. 行政処分内容及び受けた処分内容

##### 理由

1. 心理的虐待の認定（障害者総合支援法第42（条第3項の規定違反）
2. 不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第5号の規定違反）
3. 虚偽の報告（障害者総合支援法第50条第1項第6号の規定違反）

##### 行政処分の内容

1. 指定障害福祉サービス事業者の指定取り消し
2. 訓練等の給付費の返還請求

#### イ. 行政処分に至った経緯

事の始まりは、休暇中であった管理者である施設長がPCを取りに来た折に発生したある利用者の方への暴言の一言でした。その事で本人より行政側への報告があり、監査へとつながりました。またこの時、長年勤めていたサービス管理責任者が退職した直後で短期のサービス管理責任者を雇い入れておりましたが、職員配置上は常勤とはみなされず、利用者に対する虐待と給付費の不正請求という内容で行政処分に至りました。

#### ウ. 法人運営上の問題点

1. 実質上の経営者である施設長の判断が全ての決定であり、第三者の方もしくは他の理事の方の意見や考えを盛り込んだ経営が出来ておらず、判断基準があいまいであった為。
2. 組織の層を厚くし、不測の場合でも対処できるような組織作りが出来ておらず、もっと経営上、ゆとりのある体制を心がけるべきであった。

#### エ. 法人運営上の改善点および改善実行計画

1. 少し時間を置き、設立時の業務内容に即した新しい事業内容を今後、構築して行くための検討を重ね、現体制でも実現可能な法人としての体力及び技量を養ってゆく。
2. 改善計画についてはエの1. を詳細にしたのち決定したい。